

愛知県図書館利用規程の運用

第5条関係

別に指定する座席は社会人専用席とする。

- 1 利用の申込み者は、「社会人専用席利用申込書」（様式）により行うものとする。
- 2 利用の申込みは、利用日の当日のみとする。

第10条関係

指定された機器とは、インターネット情報の閲覧のため、図書館の2階及び4階に設置した機器とする。

第15条関係

指定された複写機器とは、指定管理者が利用者のために設置した複写機器とする。

第32条第2項関係

館外貸出しを停止する期間等は、次のとおりとする。

- 1 第1項各号（第4号を除く）に該当する場合
館長がその都度定める。
- 2 第1項第4号に該当する場合
 - (1) 所定の貸出期間を超えた図書等（以下「延滞資料」という。）を保持している利用者は、延滞資料のすべてが返却されるまで、新たな図書等の貸出しを受けることができない。
 - (2) 延滞資料を返却した利用者は、返却当日においては、当該延滞資料の館外貸出しを受けることができない。

第43条第8号関係

その他図書館の業務に支障をきたすと認められることは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 著しく経費又は時間を要するもの
- 2 調査及び研究の代行と認められるもの
- 3 合理的な検索手段のないもの
- 4 他のレファレンスサービスの業務に支障を及ぼすおそれがあると認めら

れるもの

- 5 その他回答を行うことによって館の業務に支障を及ぼすと認められるもの

第 52 条第 3 号関係

その他協力貸出の対象としないものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 貴重図書
- 2 開架の参考図書類
- 3 新聞
- 4 刊行後 1 年未満の雑誌
- 5 マイクロ資料
- 6 住宅地図
- 7 法令又は取得時の条件で貸出をすることができない図書等

第 61 条第 1 項関係

館長が同等と認める図書等は、次のとおりとする。

- 1 同一タイトル、同一著者等による改訂版
- 2 同一タイトル、同一出版者による改訂版
- 3 タイトル等が異なるが、出版情報等により当該図書等の改訂と認められるもの
- 4 当該図書等がオンデマンド出版されたもの
- 5 その他館長が認めるもの

この運用は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。